平成２５年（フ）第１２０７号
埼玉県南埼玉郡宮代町学園台１丁目18番１号
破産者　鈴木　　靖
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４０号
埼玉県鴻巣市屈巣3843番地１
破産者　天沼　　亮
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５１１号
埼玉県川口市芝５丁目21番40号　ケイアイコーム蕨201号、前住所さいたま市浦和区針ケ谷３丁目７番２号506
破産者　小林　俊雄
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７６５号
宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山４丁目４番27―106号　県営アパート１号棟106号
破産者　小林　勇治
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７７８号
仙台市泉区上谷刈５丁目30番10号
破産者　柳沢　和子
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８０３号
仙台市泉区長命ケ丘６丁目３番地の43、従前の住所仙台市泉区向陽台３丁目18番22号
破産者　深谷　淳子
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５６号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2277番地
破産者　小澤由美子
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４６７号
愛知県大府市吉川町２丁目163番地、開始決定時の住所名古屋市緑区有松南404番地　ベルテ大高Ａ棟101号
破産者　中嶋　　智
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４５号
愛知県清須市阿原八幡154番地、開始決定時の住所愛知県清須市助七五反田72番地１
破産者　田鹿　範雄
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３１９号
愛知県春日井市中野町２丁目24番地１
破産者　加藤　正樹
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０８２号
名古屋市南区鳴浜町２丁目82番地　ファミール鳴浜Ⅱ101号、従前の住所愛知県日進市赤池５丁目2004番地　メゾンデュオ赤池Ⅱ棟101
破産者　近藤　千恵
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２５６号
岐阜市梅ケ枝町２丁目15番地
破産者　赤井　昭彦
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８８６号
神戸市長田区五番町３丁目７番地の１　市住33―505号
破産者　岡本　貞美
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５２号
佐賀県佐賀市兵庫南２丁目11番25号　パークサイド南102号、住民票上の住所佐賀県佐賀市高木瀬西４丁目３番17号
破産者　エンジェルクロスこと　田中　礼奈（旧姓内藤）
1　決定年月日　平成26年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３６号
茨城県ひたちなか市大字足崎1457番地271
破産者　広原　幸枝
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３０２号
茨城県水戸市松本町17番50号　サンフルブローテ101号、開始決定時の住所茨城県水戸市大工町２丁目１番26号
破産者　永井　　隆
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１５１号
神奈川県横須賀市太田和２丁目20番３号
破産者　田中　晴彦
1　決定年月日　平成26年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部